

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当） (06-6208-9285)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	開発許可を受けた土地における建築等の制限に係る許可
概要	開発許可を受けた開発区域内には当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物または特定工作物を新築し、又は新設してはなりません。また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはなりません。 (なお、開発区域内の土地について用途地域が定められているときは、この手続きは必要ありません。)
根拠法令等 及び条項	都市計画法第42条 大阪市手数料条例第6条第3号 <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a>
審査基準	都市計画法第42条により、開発許可を受けた区域内において工事完了公告があった後は、当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物の建築、特定工作物の建設について制限されています。 ただし、開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められる時は、市長が許可することができます。  なお、開発区域内の土地について用途地域が定められているときは、この手続きは必要ありません。
標準処理期間	7日
経由日数	なし
提出先	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当）
提出時期	随時
提出方法	予定建築等の用途の変更許可申請書及び添付書類を計画調整局開発調整部開発誘導課にご提出ください。
手数料	29,000円
相談窓口	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当）
ホームページ	
備考	